

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
お休み
の翌日
から翌
日まで)

目次
◇ 告示
昭和四十五年度第一次自衛官募集の募集期間等

身体障害者福祉法第十五条第一項に規定する医師の指定
の取消し
生活保護法による医療機関の指定

健康保険法による保険医の登録
旧慣使用林野整備計画の認可
保安林の指定の解除

解除予定の保安林
土地の立入りの通知

告示

鳥取県告示第三百二十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百

十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十五年度第一次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間並びに試験期日及び試験場等を次のとおり告示する。

昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 募集期間

(一) 男子(二等陸士、二等海士及び二等空士)

昭和四十五年六月三十日まで

(二) 女子(二等陸士)

昭和四十五年六月三十日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市加茂町一丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)

第三十八条第一項各号の一に該当しないもの
(二) 試験科目

- ア 筆記試験(国語(作文を含む)、社会及び数学)
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第三百二十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により、次のとおり告示する。
昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
外 科	福地利門	岩美郡岩美町浦富六四五 岩美町国民健康保険浦富病院
内 科	井上 哲	米子市皆生一八〇六 国立米子病院
耳鼻いんこう科	伊藤正夫	鳥取市栄町二二七

鳥取県告示第三百二十七号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第一条第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により、

次のとおり告示する。

昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤務先	備考
眼 科	松原 佐守	鳥取市尚徳町務一 七鳥取赤十字病院	県外に転出のため

鳥取県告示第三百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。
昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十五年五月一日	伊藤皮膚泌尿器科医院	倉吉市住吉町五七の三	皮膚科、泌尿器科	伊藤文利

鳥取県告示第三百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。
昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 昭和四十五年 五月十八日	名 称 上田耳鼻咽喉科医院	所 在 地 倉吉市山根四八 八の一	診 療 科 名 耳鼻咽喉科、 気管食道科	開設者名 上田博昭
--------------------------	------------------	-------------------------	----------------------------	--------------

鳥取県告示第三百三十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 の 年 月 日
中嶋 玲子	鳥取市吉方温泉町 一丁目四一	鳥医 第一四九五号	昭和四十五年四月十八日
伊藤巳喜子	鳥取市湯所町一丁目 三九二	鳥医 第一四九六号	昭和四十五年四月十八日
福井 幸子	米子市東福原一區 一一四〇ノ三	鳥医 第一四九七号	昭和四十五年四月十三日
古中 信義	米子市灘町一丁目三二 番地 山本松太郎方	鳥医 第一四九八号	昭和四十五年四月十三日
中井 勲	岩美郡岩美町大字浦富 六四五番地	鳥医 第一四九九号	昭和四十五年四月十五日

鳥取県告示第三百三十一号

智頭町長酒本頼正から申請のあつた波多地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四

十一年法律第二百二十六号)第二十二條第一項の規定に基づき、昭和四十五年五月七日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六條第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
飛砂の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百三十四号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字短尾二七〇八の五四、二七〇八の五七、二

七〇八の五八

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百三十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十五年五月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 起業者の名称 建設大臣

(二) 事業の種類 一級河川千代川水系旧袋川改修工事

(三) 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取市秋里及び江津

(四) 立ち入ろうとする期間 昭和四十五年五月八日から

昭和四十六年三月三十一日まで

二(一) 起業者の名称 建設大臣

(二) 事業の種類 一級河川千代川水系宇川改修工事

(三) 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡河原町大字散岐

(四) 立ち入ろうとする期間 昭和四十五年五月八日から

昭和四十六年三月三十一日まで

三(一) 起業者の名称 建設大臣

(二) 事業の種類 一級河川千代川水系有富川改修工事

(三) 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取市服部及び苜浦

(四) 立ち入ろうとする期間 昭和四十五年五月八日から

昭和四十六年三月三十一日まで

四(一) 起業者の名称 建設大臣

(二) 事業の種類 一級河川千代川改修美成地区堤防工事

(三) 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡用瀬町大字別府

(四) 立ち入ろうとする期間 昭和四十五年五月八日から

昭和四十六年三月三十一日まで

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)